

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年3月11日
【会社名】	株式会社エム・ピー・ホールディングス
【英訳名】	M.P.Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤元 伸彦
【本店の所在の場所】	東京都新宿区富久町8番21号
【電話番号】	03-6893-7770(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小野 泰輔
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区富久町8番21号
【電話番号】	03-6893-7770(代表)
【事務連絡者氏名】	管理本部長 小野 泰輔
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 637,363,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	12,900株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社における標準となる株式であります。なお、単元株制度を採用していないため、単元株式数はありません。

(注) 1 平成23年3月11日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	12,900株	637,363,200	318,681,600
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	12,900株	637,363,200	318,681,600

(注) 1 第三者割当の方法によります。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であります。

3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、発行価額の総額から増加する資本金の額を減じた額といたします。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
49,408	24,704	1株	平成23年3月28日(月)	該当事項はありません。	平成23年3月28日(月)

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3 上記株式を割当てた者からの申し込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

4 申込方法は、申込期間内に下記申込取扱場所に申し込みをするものとし、払込期日に下記払込取扱場所へ発行価格の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社エム・ピー・ホールディングス 管理本部	東京都新宿区富久町8番21号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 四谷三丁目支店	東京都新宿区四谷三丁目2番1号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
637,363,200	3,000,000	634,363,200

(注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2 発行諸費用の概算額の具体的な内訳は以下のとおりです。

登録免許税及び登記費用 2,500,000円

株式発行関連費用 500,000円

(2) 【手取金の使途】

当社グループは、安定的な利益成長の源泉となるストック収益（ユーザーが毎月支払う基本契約・使用料金に応じて計算され、加入契約後、一定期間にわたって毎月通信キャリアなどから受け取る手数料）の積上げによる収益モデルへの転換を経営の最重要課題にしております。当該収益モデルの転換に当たっては、当社グループには既存ビジネスにおける組織体制はあるものの、新規ビジネスを想定した営業組織の規模が整っていないこと、また、継続して収益を生む商材やサービスの取扱いが少ないことなどが主な課題となっております。そういった状況を踏まえ、経営課題を解決する為には、当社グループにおける営業体制構築及び継続して収益を生むスマートデバイス向けプラットフォーム事業の展開が必要であると考えております。

そのため、営業基盤整備に加えてスマートデバイス向けプラットフォーム事業への取り組みを開始する予定であり、その収益モデルへの転換を早期に進め確立するため、本第三者割当増資による差引手取概算額の全額を当社100%連結子会社への融資に充てることといたします。

また、当社100%連結子会社における資金使途は、スマートデバイス事業に係る販売組織構築費用として約534百万円、プラットフォーム開発費用として約100百万円を充当する予定であります。

販売組織構築費用の内容としては、毎月の採用費（採用情報サイト掲載費、スカウト費用など採用外注費）として46百万円、毎月入社時における教育費（新入社員研修、中途社員研修及び営業研修等）として28百万円、営業人員の人件費（給与、交通費、法定福利費等）として460百万円を使用する予定です。また、平成24年2月までに250人程度の営業体制を構築する予定です。

プラットフォーム構築費用の内容としては、スマートデバイス向けのベースとなるプラットフォームの開発費（設計費、サーバ構築費、外注費、開発設備費等）として60百万円、業種向けの個別ソリューションへのカスタマイズ費用として総額40百万円を使用する予定です。

支払予定時期としては、販売組織構築費用については、採用費、教育費、人件費は、ともに一括ではなく毎月費用が発生し、平成23年4月から平成24年1月までの費用として見込んでおります。プラットフォーム開発費用については、ベースプラットフォームの開発に係る期間として平成23年4月から平成24年3月まで費用が発生すると見込んでおり、業種向け個別ソリューションのカスタマイズも同様に平行して行うため平成23年4月から平成24年3月まで費用が発生すると見込んでおります。

なお、ストック収益の積上げにより将来的に収益は安定するものの、投下資金の回収は来期以降になることを想定しております。

資金使途	具体的な内容	支払時期
販売組織構築費用：5億円	採用費：46百万円	平成23年4月～平成24年1月
	教育費：28百万円	平成23年4月～平成24年1月
	人件費：460百万円	平成23年4月～平成24年1月
プラットフォーム開発費用：1億円	ベースプラットフォーム：60百万円	平成23年4月～平成24年3月
	飲食店向けソリューション：10百万円	平成23年4月～平成24年3月
	美容室向けソリューション：10百万円	平成23年4月～平成24年3月
	ビジネスホテル向けソリューション：10百万円	平成23年4月～平成24年3月
	不動産向けソリューション：10百万円	平成23年4月～平成24年3月

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	名称	株式会社光通信
	本店の所在地	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第23期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月23日関東財務局長に提出
		有価証券報告書の訂正報告書 事業年度第23期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月24日関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度第24期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）平成22年8月11日関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度第24期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）平成22年11月11日関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度第24期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出		
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有する株式の数 0株（0.0%）
		割当先が保有する株式の数 7,800株（14.40%） （平成23年1月31日現在）
	人事関係	株式会社光通信から当社へ、取締役が3名派遣されております。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

a 割当予定先の概要	名称	e - まちタウン株式会社
	本店の所在地	東京都豊島区南池袋三丁目13番5号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第15期（自平成21年10月1日 至平成22年3月31日） 平成22年6月25日関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度第16期第1四半期（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）平成22年8月11日関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度第16期第2四半期（自平成22年7月1日 至平成22年9月30日）平成22年11月11日関東財務局長に提出		
	四半期報告書 事業年度第16期第3四半期（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）平成23年2月10日関東財務局長に提出	
b 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

以上の情報は、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）時点の情報になります。

c . 割当予定先の選定理由

株式会社光通信を選定した理由

当社グループは、安定的な利益成長の源泉となるストック収益（ユーザーが毎月支払う基本契約・使用料金に応じて計算され、加入契約後、一定期間にわたって毎月通信キャリアなどから受け取る手数料。）の積上げによる収益モデルの転換を経営の最重要課題にしております。そのストック型ビジネスであるスマートデバイス向けプラットフォーム事業への取り組みを開始し、また、新たな取扱い商材やサービスの拡充、業務提携先の開拓などを平行して検討しております。そういった取り組みを踏まえて、持続的かつ安定的な成長を可能とする体制を構築するための重要な要素として、当社グループにおいて自前の強固な営業組織の構築が急務であるとの結論に至りました。

そういった中、今回の第三者割当増資の検討にあたり、将来に渡り当社の事業展開にご協力頂ける企業として、すでに当社の主要株主である株式会社光通信と協議をさせていただきました。同社は、全国に非常に強固な営業ネットワークを構築しており、今回、同社に出資を引き受けていただくことにより、当社の戦略的に非常に重要なパートナーとしてさらに関係強化を行い、売上規模の拡大への協力に加え、自社においても独自の営業組織を構築するにあたり、そのノウハウ（採用、教育、営業研修から実践まで）の提供にご協力いただくことにより、規模と機動性をあわせもった事業展開ができると考えており、将来的には当社の企業価値を向上させることになるものと認識しており、割当先として選定いたしました。

e - まちタウン株式会社を選定した理由

当社グループにおいては、デジタルサイネージ、コンテンツ配信、映像配信事業に加えてスマートデバイス事業を行っており、その分野における協業先を検討してまいりました。今回第三者割当の検討にあたり、同社の親会社である株式会社光通信から紹介を受け、同社と協議をしてまいりました。e - まちタウン株式会社は、モバイルや地域情報を中心としたメディア広告事業、並びに飲食・ホテル・アミューズメント・不動産・美容業界等、業種別に特化したソリューション事業を展開しております。同社のメディア広告事業ならびにソリューション事業は、当社グループのスマートデバイス事業や映像配信事業、コンテンツ配信事業において、相互に情報やコンテンツを補完できるため、当社グループの事業と大きく協業できる可能性があること、また、当社グループの事業展開にご協力いただけることとなったため割当先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

株式会社光通信	6,450株
e - まちタウン株式会社	6,450株

e. 株券等の保有方針

割当予定先である2社は、当該割当の株式について中長期的に保有いただき、事業パートナーとして関係を深め中長期にわたり企業価値向上にご協力いただけるものと口頭で確認しております。

なお、当社は割当先が払込期日(平成23年3月28日)から2年間において、当該割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告を東京証券取引所に報告すること並びに当該報告が公衆縦覧に供されることについて、割当先から内諾を受けております。

f. 払込みに要する資金等の状況

今回の第三者割当増資による新株式発行の払込みに要する資金につきましては、割当予定先に十分な資金がある旨を、割当予定先である株式会社光通信及びe - まちタウン株式会社から説明を受けており、また、割当先が関東財務局長に提出した有価証券報告書(株式会社光通信は平成22年6月23日提出、e - まちタウン株式会社は平成22年6月25日提出)により割当予定先が払込みに十分な現金預金を保有していることを確認しており、当社は今回の第三者割当増資による新株式発行の払込みに確実性があると判断しております。

g. 割当予定先の実態

株式会社光通信は、東京証券取引所第一部に上場しております。当社は、同社が反社会的勢力との関係遮断を宣言している旨を、ヒアリング及び東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等により確認しており、同社、同社の役員もしくは子会社または同社の主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

e - まちタウン株式会社は、東京証券取引所マザーズ市場に上場しております。当社は、同社が反社会的勢力との関係遮断を宣言している旨を、ヒアリング及び東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」等により確認しており、同社、同社の役員もしくは子会社または同社の主要株主が反社会的勢力とは関係ないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠

発行価格につきましては、第三者割当増資に係る取締役会決議日の前営業日を基準に過去1ヶ月間の当社株式の終値平均値である1株49,408円といたしました。発行価格につきましては、割当先との協議の結果取締役会決議日の前日の東京証券取引所の終値51,700円に4.4%ディスカウントした49,408円といたしました。

また当該金額の決定方法は、日本証券業協会が定める「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に沿うものであります。したがって上記払込金額は割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。

参考までに、第三者割当増資に係る取締役会決議の前営業日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価は1株43,131円(14.6%のプレミアム)、過去3ヶ月間の平均株価は1株47,358円(4.3%のプレミアム)、第三者割当増資に係る取締役会決議の前営業日終値は1株51,700円(4.4%のディスカウント)となっております。

なお、本第三者割当増資に係る取締役会に出席した監査役全員から上記算定根拠による払込金額の決定は、当社株式の客観的な値である市場価格を基準にし、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する方針」に準拠したものであり、当社の直近の財政状態及び経営成績等を勘案し、適正かつ妥当であり、特に有利発行には該当しない旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的と判断した根拠

増資による新株式発行数12,900株は、増資前の当社普通株式の発行済株式総数の23.8%に相当し、1株あたりの希薄化が生じます。しかしながら、今回のファイナンスは、スマートデバイスを主体とした事業にかかる営業組織構築並びにプラットフォーム開発に係る費用として使用するため、将来的に事業ならびに収益の基盤の改善に寄与すると考えられます。

以上のことから、今回の増資は当社の企業価値のさらなる向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希釈化の規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
株式会社光通信	東京都豊島区南池袋一丁目 16番15号	7,800	14.40	14,250	21.25
ソフトバンククリエイ ティブ株式会社	東京都港区赤坂4丁目13- 13	9,150	16.90	9,150	13.65
S B B M株式会社	東京都港区東新橋1丁目9 - 1	8,595	15.87	8,595	12.82
e - まちタウン株式会社	東京都豊島区南池袋三丁目 13番5号	-	-	6,450	9.62
大阪証券金融株式会社	大阪府大阪市中央区北浜2 - 4 - 6	1,337	2.47	1,337	1.99
サン・クロレラ販売株式 会社	京都府京都市下京区烏丸通 五条下る大坂町369	1,150	2.12	1,150	1.72
吉本 万寿夫	東京都港区	800	1.48	800	1.19
株式会社サン・クロレラ	京都府京都市下京区烏丸通 五条下る大坂町369	760	1.40	760	1.13
鈴木 茂三郎	福島県河沼郡柳津町	739	1.36	739	1.10
大木 保	群馬県高崎市	600	1.11	600	0.89
計	-	30,931	57.12	43,831	65.37

(注) 平成23年1月31日時点の株主名簿をもとに作成しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）及び四半期報告書（第13期第1四半期）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

2．対処すべき課題について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 対処すべき課題」について、当該有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）までの間において以下のとおり変更及び追加がありました。変更及び追加箇所については、_____ 罫線で示しております。

新たに経営の最重要課題として、安定的な利益成長の源泉となるストックコミッション（ユーザーが毎月支払う基本契約・使用料金に応じて計算され、加入契約後、一定期間にわたって毎月通信キャリアなどから受け取る手数料。）の積上げによる収益モデルの転換を経営の最重要課題にしております。

3．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期事業年度）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年3月11日）までの間において次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数 （株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額 （千円）	資本金残高 （千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高 （千円）
平成22年10月26日～ 平成23年3月11日	25	54,152	461	5,633,434	461	5,746,708

（注）増加分は、平成21年10月28日開催定時株主総会決議の新株予約権の行使によるものであります。

4. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第12期事業年度）の提出日（平成22年10月26日）以後、本有価証券届出書の提出日（平成23年3月11日）までの間において、次のとおり臨時報告書を提出しております。

・平成22年10月28日開催の当社第12期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、平成22年11月2日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成22年10月28日

(2) 当該決議事項の内容

議案 取締役6名選任の件

取締役として、山田睦、松浦崇、藤元伸彦、佐仮利明、添島智一、串戸一浩を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	賛成率	決議結果
議案					
山田 睦	34,394	488	0	94.95%	可決
松浦 崇	34,394	488	0	94.95%	可決
藤元 伸彦	34,116	766	0	94.18%	可決
佐仮 利明	34,113	769	0	94.17%	可決
添島 智一	34,113	769	0	94.17%	可決
串戸 一浩	34,058	824	0	94.02%	可決

(注) 議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席者の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認が出来ていない議決権数は加算しておりません。

・当社は、平成23年1月19日開催の取締役会において、代表取締役の異動について決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づき、平成23年1月25日に臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(1) 代表者の異動

氏名 (生年月日)	新役職名	旧役職名	所有株式数(株)
佐仮 利明 (昭和49年2月20日生)	取締役	代表取締役会長	-

(2) 当該異動の年月日

平成23年1月19日

5．業績の概況

第13期第2四半期連結累計期間（自平成22年8月1日至平成23年1月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

[次へ](#)

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成23年1月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年7月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,853,368	1,817,277
受取手形及び売掛金	272,118	713,231
商品及び製品	86,330	40,747
仕掛品	-	10,749
その他	21,590	66,925
貸倒引当金	4,844	8,959
流動資産合計	2,228,563	2,639,973
固定資産		
有形固定資産	57,303	57,636
無形固定資産	193,531	195,905
投資その他の資産		
投資有価証券	682,443	331,818
その他	20,984	14,545
投資その他の資産合計	703,427	346,363
固定資産合計	954,262	599,906
資産合計	3,182,826	3,239,879
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	207,000	203,016
未払法人税等	5,194	6,557
賞与引当金	2,394	-
その他	76,065	44,806
流動負債合計	290,654	254,380
固定負債		
退職給付引当金	4,571	4,571
その他	298	298
固定負債合計	4,869	4,869
負債合計	295,523	259,250
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,633,434	5,632,972
資本剰余金	5,736,716	5,736,254
利益剰余金	8,596,246	8,438,845
株主資本合計	2,773,904	2,930,382
評価・換算差額等		
為替換算調整勘定	7	63
評価・換算差額等合計	7	63
新株予約権	13,137	10,402
少数株主持分	100,267	39,908
純資産合計	2,887,302	2,980,629
負債純資産合計	3,182,826	3,239,879

(2) 四半期連結損益計算書
第2四半期連結累計期間

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年1月31日)
売上高	1,395,919	1,377,715
売上原価	1,067,936	1,145,266
売上総利益	327,983	232,448
販売費及び一般管理費	436,275	283,752
営業損失()	108,292	51,303
営業外収益		
受取利息	15,707	4,017
その他	4,977	987
営業外収益合計	20,684	5,004
営業外費用		
支払利息	825	-
為替差損	108,841	67,908
持分法による投資損失	-	34,111
その他	6,587	582
営業外費用合計	116,254	102,602
経常損失()	203,862	148,902
特別利益		
投資有価証券売却益	51,269	4,303
貸倒引当金戻入額	4,600	4,114
その他	258	248
特別利益合計	56,127	8,667
特別損失		
投資有価証券売却損	-	3,642
関係会社株式売却損	-	2,333
減損損失	1,530	-
その他	-	665
特別損失合計	1,530	6,640
税金等調整前四半期純損失()	149,264	146,876
法人税等	741	1,093
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	147,969
少数株主利益又は少数株主損失()	17,748	9,431
四半期純損失()	132,258	157,401

第2四半期連結会計期間

(単位:千円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成21年11月1日 至平成22年1月31日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成22年11月1日 至平成23年1月31日)
売上高	734,508	822,691
売上原価	569,206	698,347
売上総利益	165,301	124,344
販売費及び一般管理費	210,436	168,776
営業損失()	45,134	44,432
営業外収益		
受取利息	7,701	1,154
為替差益	-	21,139
その他	1,407	124
営業外収益合計	9,108	22,418
営業外費用		
支払利息	404	-
為替差損	39,795	-
持分法による投資損失	-	23,675
その他	5,094	184
営業外費用合計	45,294	23,860
経常損失()	81,320	45,874
特別利益		
投資有価証券売却益	51,269	4,303
貸倒引当金戻入額	538	4,114
その他	-	248
特別利益合計	51,807	8,667
特別損失		
投資有価証券売却損	-	3,642
減損損失	1,530	-
その他	-	665
特別損失合計	1,530	4,307
税金等調整前四半期純損失()	31,043	41,515
法人税等	2,220	684
少数株主損益調整前四半期純損失()	-	42,200
少数株主利益又は少数株主損失()	9,220	9,431
四半期純損失()	24,043	51,632

[次へ](#)

(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年1月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	149,264	146,876
減価償却費	38,244	28,609
減損損失	1,530	-
のれん償却額	1,147	-
株式報酬費用	7,144	3,169
受取利息及び受取配当金	15,707	4,017
支払利息	825	-
為替差損益(は益)	1,546	46,442
関係会社株式売却損益(は益)	-	2,333
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益)	51,269	661
持分法による投資損益(は益)	-	34,111
売上債権の増減額(は増加)	186,767	417,023
未収収益の増減額(は増加)	22,057	6,203
たな卸資産の増減額(は増加)	26,330	64,819
前渡金の増減額(は増加)	49,306	2,391
前払費用の増減額(は増加)	1,964	5,437
未収入金の増減額(は増加)	892	2,591
仕入債務の増減額(は減少)	138,316	4,613
未払金の増減額(は減少)	17,314	19,713
前受金の増減額(は減少)	38,312	11,250
未払消費税等の増減額(は減少)	8,542	1,648
貸倒引当金の増減額(は減少)	225,145	4,114
破産更生債権等の増減額(は増加)	220,201	-
その他	752	10,681
小計	203,386	361,558
利息及び配当金の受取額	14,617	9,261
利息の支払額	825	-
法人税等の支払額	2,451	2,189
営業活動によるキャッシュ・フロー	192,045	368,631

	前第2四半期連結累計期間 (自平成21年8月1日 至平成22年1月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成22年8月1日 至平成23年1月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	456,530	-
定期預金の払戻による収入	468,051	-
有形固定資産の取得による支出	27,049	8,220
有形固定資産の売却による収入	1,343	-
無形固定資産の取得による支出	100,000	32,400
投資有価証券の取得による支出	142,193	606,750
投資有価証券の売却による収入	103,288	299,434
関係会社株式の売却による収入	-	90,836
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入	-	25,825
新規連結子会社の取得による支出	-	521
新規連結子会社の取得による収入	19,550	-
貸付金の回収による収入	130,085	-
敷金の差入による支出	655	3,121
敷金及び保証金の回収による収入	3,000	-
その他	5,455	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	4,345	286,568
財務活動によるキャッシュ・フロー		
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,986	-
株式の発行による収入	-	736
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,986	736
現金及び現金同等物に係る換算差額	296	46,709
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	189,983	36,090
現金及び現金同等物の期首残高	2,575,153	1,812,706
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,385,169	1,848,796

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度（第12期）	自 平成21年 8 月 1 日 至 平成22年 7 月31日	平成22年10月26日関東 財務局長に提出
四半期報告書	第13期第 1 四半期	自 平成22年 8 月 1 日 至 平成22年10月31日	平成22年12月15日関東 財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 1に基づき有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年10月9日

株式会社エム・ピー・ホールディングス

取締役会 御中

表参道公認会計士共同事務所

公認会計士 齋藤 貴加年
公認会計士 伊藤 哲男

< 財務諸表監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、私たちの責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エム・ピー・ホールディングス及び連結子会社の平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

私たちは、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成21年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、私たちの責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、私たちに内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。私たちは、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、株式会社エム・ピー・ホールディングスが平成21年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年12月12日

株式会社エム・ピー・ホールディングス
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 荒木正博
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 坂本恒夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年8月1日から平成21年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エム・ピー・ホールディングス及び連結子会社の平成21年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
- 2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年10月25日

株式会社エム・ピー・ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 和宏事務所

代表社員	公認会計士 荒木 正博
業務執行社員	
業務執行社員	公認会計士 坂本 恒夫

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エム・ピー・ホールディングス及び連結子会社の平成22年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成22年7月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の記載がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社エム・ピー・ホールディングスが平成22年7月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が連結財務諸表に添付する形で別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年12月13日

株式会社エム・ピー・ホールディングス
取締役会 御中

監査法人和宏事務所

代表社員 公認会計士 荒木正博
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 坂本恒夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成22年8月1日から平成23年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年8月1日から平成22年10月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析のその他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エム・ピー・ホールディングス及び連結子会社の平成22年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成21年10月9日

株式会社エム・ピー・ホールディングス

取締役会 御中

表参道公認会計士共同事務所

公認会計士 齋藤 貴加年
公認会計士 伊藤 哲男

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成20年8月1日から平成21年7月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成21年7月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成22年10月25日

株式会社エム・ピー・ホールディングス

取締役会 御中

監査法人 和宏事務所

代表社員 公認会計士 荒木 正博
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 坂本 恒夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成21年8月1日から平成22年7月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エム・ピー・ホールディングスの平成22年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。
2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。